

市関一

景観計画

資料編 1 市民・企業アンケート調査結果

1-1 市民意向等の把握手法について

①アンケート調査の実施仕様

本市では、一関市景観計画の策定にあたり、景観資源の現状や、ビジョン、行為規制に関する意識、その他景観形成にかかわる取り組みの現状や意識を把握するため、平成18年度に、以下の仕様で市民アンケート調査、企業アンケート調査を実施しました。調査票については、次のページのとおり。

<市民アンケート調査>

- 配布部数：1,000部
- 抽出方式：市内在住者より無作為抽出
- 配布・回収方式：郵送による
- 実施時期：平成19年2月26日（発送日）～3月12日（回収期限）

<企業アンケート調査>

- 配布部数：200部
- 抽出方式：市内立地企業より無作為抽出
- 配布・回収方式：郵送による
- 実施時期：平成19年2月26日（発送日）～3月12日（回収期限）

②アンケート調査票

～一関市景観計画策定・景観条例制定に向けて～ 市民アンケート調査協力をお願い

日ごろから市政に対しまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

一関市では、昨年度、「平泉の文化遺産」の構成資産として、平成 20 年度に世界文化遺産の登録を目指している「骨寺村荘園遺跡」のある本寺地区を対象に、良好な景観の保全及び形成を図るための法律である景観法に基づき「景観計画」の策定及び「景観条例」の制定を行いました。

今後は一関市内全域を対象とした景観計画等の策定の取り組みを進めてまいります。

つきましては、景観計画等の策定に、広く市民の皆様のご意見を反映させるため、皆様が日常生活の中で感じている、市内全体やお住まいの地域の周辺の景観の現状に対する意識などお聞きするため、今回の『市民アンケート調査』を実施することとしました。

なお、このアンケート調査は満 18 歳以上の一関市民の方々の中から無作為抽出方式で抽出した、1,000 人の方々を対象として配布しております。また、ご回答いただいたアンケート結果は、集計・分析後公表させていただきます。

お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 19 年 2 月

一関市長 浅井 東兵衛

景観計画とは、景観行政団体（※）が、良好な景観の形成を図るために、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建物、工作物の増改築などの行為への制限に関することなどを定める計画です。

※「景観行政団体」は地域の景観行政を担当する自治体の呼び名です。（一関市は平成 17 年 12 月 26 日に景観行政団体になりました）

※ご記入にあたってのお願い

- (1) お送りした封筒のあて名のご本人がご回答ください。
- (2) お名前を記入する必要はありません。
調査結果は、統計的に処理しますので、プライバシーは守られます。
- (3) 回答は、質問ごとに用意した選択肢の中から、あなたのお考えにあてはまる番号を選び、アンケート用紙に直接○印をご記入ください。
「その他」にあてはまる場合には、() 内に具体的な内容を記入してください。
- (4) ご記入がすみましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、3 月 12 日（月）までに投函してください。
- (5) きちんと封をしてご返信ください。（のり不要のシール式になっています）

【この調査についてのお問い合わせ先】

一関市建設部建築住宅課建築指導係

電話：0191-21-2111（内線8537） FAX：0191-21-8800

担当：高橋、佐々木

問 10 一関市全体の景観のなかで「一関らしい」景観（場所や風景など）はどこだとお考えですか。地域名と具体的な場所を教えてください。

※〇〇から見た△△のように具体的に記述してください。

地域名：

具体的な場所：

問 11 問 10 の場所に加え、市内で最も景観の整備や保全の取り組みが必要な場所はどこだとお考えですか。地域名と具体的な場所を教えてください。

※〇〇から見た△△のように具体的に記述してください。

地域名：

具体的な場所：

③ 景観づくりの方針について、お聞きします。

問 12 一関らしい美しい景観づくりに向けて、どのようなことが大切だと思いますか。あてはまる番号を2つまで選んでください。

1. 開発を抑制し、山や川など自然的な景観を現在の姿のままで保存する。
2. 駅前やインターチェンジ周辺の景観を整備し、一関市に訪れた人の目を引くようにする。
3. 商店街の景観を整備し、にぎわいのあるまちづくりを進める。
4. 住宅地の建物や敷地のルールをつくり、緑豊かなゆとりある景観づくりを進める。
5. 歴史的・文化的な景観を保存・整備し、観光に活用する。
6. 田園や里山と調和した住宅、集落の景観を保全、整備する。
7. その他（)

④ 市民による景観づくりについて、お聞きします。

問 13 自分の住まいやその周辺の景観をよくするために、何か取り組んでいることはありますか。あてはまる番号をすべて選んでください。

1. 窓や玄関口に鉢植えやフラワーポットなどを置いている。
2. 道路に沿って生垣をつくったり、植木を植えるなどしている。
3. 建物や瓦、壁などの外装に工夫している。
4. 家の周囲の道路や側溝などを清掃している。
5. 洗濯物などを通りから目立たないところに干している。
6. 特になにもしていない。
7. その他（)

⑥ 自由意見

問 17 最後に、将来の景観づくりに向けたアイデアやご意見、感想などがあればお聞かせ下さい。

質問は以上です。ご協力大変ありがとうございました。

～一関市景観計画策定・景観条例制定に向けて～ 企業アンケート調査協力をお願い

日ごろから市政に対しまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

一関市では、昨年度、「平泉の文化遺産」の構成資産として、平成 20 年度に世界文化遺産の登録を目指している「骨寺村荘園遺跡」のある本寺地区を対象に、良好な景観の保全及び形成を図るための法律である景観法に基づき「景観計画」の策定及び「景観条例」の制定を行いました。

今後は一関市内全域を対象とした景観計画等の策定の取り組みを進めてまいります。

つきましては、景観計画等の策定に、広く皆様のご意見を反映させるため、御社が日常生活の中で感じている、市内全体や事務所のある地域の周辺の景観の現状や企業における景観づくりの取り組みに対する意識などについてお聞きするため、今回の『企業アンケート調査』を実施することとしました。

なお、このアンケート調査は一関市内に事務所を構えている企業の中から無作為抽出方式で抽出した、200の企業を対象として配布しております。また、ご回答いただいたアンケート結果は、集計・分析後公表させていただきます。（この調査は無記名で行い、調査結果を他の目的に使用することはありません）

お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成19年2月

一関市長 浅井 東兵衛

景観計画とは、景観行政団体（※）が、良好な景観の形成を図るために、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建物、工作物の増改築などの行為への制限に関することなどを定める計画です。

※「景観行政団体」は地域の景観行政を担当する自治体の呼び名です。（一関市は平成 17 年 12 月 26 日に景観行政団体になりました）

※ご記入にあたってのお願い

- (1) お送りした封筒のあて名の代表者がご回答ください。
- (2) 企業名を記入する必要はありません。
調査結果は、統計的に処理しますので、プライバシーは守られます。
- (3) 回答は、質問ごとに用意した選択肢の中から、お考えにあてはまる番号を選び、アンケート用紙に直接○印をご記入ください。
「その他」にあてはまる場合には、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
- (4) ご記入がすみましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、3月12日（月）までに投函してください。
- (5) きちんと封をしてご返信ください。（のり不要のシール式になっています）

【この調査についてのお問い合わせ先】

一関市建設部建築住宅課建築指導係

電話：0191-21-2111（内線8537） FAX：0191-21-8800

担当：高橋、佐々木

企業アンケート

※ 回答は、この用紙に直接ご記入いただき、ご返送ください。

※ ご記入は、特に指定のない限り、あてはまる番号に○印をつけてください。

① 会社のことについて、お聞きします。

問1 会社の業種をお答えください。(あてはまる番号を選んでください)

- | | | | |
|-----------|-------------|----------|---------------|
| 1. 小売・飲食業 | 2. サービス業 | 3. 金融保険業 | 4. 運輸・通信業 |
| 5. 不動産業 | 6. 建設業 | 7. 製造業 | 8. 電気・ガス・熱供給業 |
| 9. 農林水産業 | 10. その他 () | | |

問2 従業員数をお答えください。(あてはまる番号を選んでください)

- | | | |
|------------------|----------------|-----------------|
| 1. 1人～20人未満 | 2. 20人以上～50人未満 | 3. 50人以上～100人未満 |
| 4. 100人以上～300人未満 | 5. 300人以上 | |

問3 会社の事務所がある地域は、つぎのうちどれですか。あてはまる番号を1つだけ選んでください。(お手数ですが、括弧内に大字及び字名をご記入ください(地番は必要ありません))

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 一関市 () | 5. 東山町 () |
| 2. 花泉町 () | 6. 室根村 () |
| 3. 大東町 () | 7. 川崎村 () |
| 4. 千厩町 () | |
| 【記入例】 1. 一関市 (山目字向野) | |

問4 企業種別は、つぎのうちどれですか。

- | | |
|---------|---------|
| 1. 地場産業 | 2. 誘致企業 |
|---------|---------|

問5 活動年数はどれくらいになりますか。あてはまる番号を1つだけ選んでください。

- | | | | |
|---------------|-------------|--------------|---------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上20年未満 |
| 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 | | |

問9 今後、企業の地域景観に対する取り組みを進めるため、あるいは、さらに活動を活発にするためにはどのような条件が必要と考えますか。特に必要だと思う番号を3つまで選んでください。

1. 税制上の優遇措置など、企業のコスト負担を軽くする制度ができること
2. 企業のイメージアップなど具体的効果が試算できること
3. 市民ニーズの把握など企業活動に資するものが期待できること
4. 他社の活動事例などの情報が得られること
5. 地域住民、行政、ボランティア団体などからの要請があること
6. 活動をコーディネート、サポートする機関があること
7. 自社の中に積極的に活動する人がいること
8. 特に必要としない
9. その他（ ）

問10 今後、地域の景観づくりに対する活動に参加したいとお考えですか。あてはまる番号を1つだけ選んでください。

1. 積極的に参加したい
2. 条件があえば参加したい
3. あまり参加したくない
4. 参加しない

④ 企業の景観づくりへの取り組み、ルールづくりについて、お聞きします。

問11 地域の景観づくりを進めるために、建物や敷地の使い方についてのルールや規制を定めるとした場合、企業としてどこまでの規制を許容できますか。あてはまる番号をすべて選んでください)

1. 地域景観が良くなるのであれば、建物や敷地に関するある程度の規制はやむを得ない。
2. 敷地や塀の緑化などのルール
3. 建物の色合い（原色は使用しない）などのルール
4. 看板や広告物などの色合いやデザインなどのルール
5. 看板や広告物などの大きさや設置場所のルール
6. 建物や工作物の高さのルール
7. 敷地内への電柱設置などの土地利用のルール
8. その他（ ）のルール
9. 地域の景観づくりのためとはいえ、協力は出来ない

問12 そのルールが適用された場合、企業活動に影響があると思いますか。あてはまる番号を1つだけ選んでください。

1. ある
2. 長期的にはある
3. 長期的にはあるが、解決できる
4. あるが問題ない
5. ない

問 13 最後に、企業の活動から見た、一関市の将来の景観づくりに向けたアイデアやご意見、感想などがあればお聞かせ下さい。

質問は以上です。ご協力大変ありがとうございました。

1-2 アンケート調査の集計結果

回収結果は以下のとおりです。各設問ごとの回答結果は、次のページのとおり。

<市民アンケート調査>

- 配布部数：1,000部
- 回収数：371部
- 回収率：37.1%

<企業アンケート調査>

- 配布部数：200部
- 回収数：131部
- 回収率：65.5%